

報告事項No. 1 (2)

市議会に提出された請願・陳情の審査状況

陳情 第10号	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情	令和5年5月19日 提出 令和5年5月23日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第2号	教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願	令和5年6月6日 提出 令和5年6月22日 付託 令和5年8月30日 審査 令和6年5月23日 取下げ書提出 令和6年6月19日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査 (令和5年8月30日) 取下げ : 承認 (令和6年6月19日)		

陳情 第21号	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情 (その2)	令和5年7月20日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第5号	きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願	令和5年9月1日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査 令和6年7月3日 取下げ書提出
審査の結果 : 継続審査		

請願 第6号	学校給食費の無料化を求める請願	令和5年9月4日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年11月21日 審査
審査の結果 : 継続審査		

陳情 第27号	市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案の継続審議を求める陳情	令和5年9月6日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第28号	市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例改正に関する陳情	令和5年9月6日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第45号	川崎市立菅中学校における学習指導要領に反した学習評価の是正及び不利益を被っている生徒の救済を求める陳情	令和5年11月29日 提出 令和5年12月7日 付託 令和6年2月9日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第17号	教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願	令和6年6月3日 提出 令和6年6月12日 付託
審査の結果 :		

請願 第18号	小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願	令和6年6月18日 提出 令和6年6月25日 付託
審査の結果 :		

※審査経過については、市議会ホームページ「会議録検索システム」から、請願・陳情審査日の文教委員会記録を御参照ください。

請願第 17号

令和6年 6月 3日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区在住者

ほか 12,182名

教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を
求める請願

請願の趣旨

先生が学校に配置されないため、子どもたちの学びが保障されない事態が2年間続いています。学校では、病気休職や産休・育休などの代替教職員が見つからず、校内でやりくりしているため多くの先生が過重負担になっています。正規教員の採用人数を抑え、非正規教員依存の状態が続いてきたため、代替の先生が確保できなくなっているのです。

また、長時間労働のため、睡眠時間5時間未満の教員が20%という現状が続けば、教職に就く人は減り続け、公教育は維持できなくなってしまう。

行き届いた教育を実現するためには、正規教員を減らしてそれを非正規教員に替える便法をやめることと、教職員の働きかたの抜本的改善がどうしても必要です。

子どもたち一人一人が存在を尊重され、自分らしく成長していける場としての学校。教職員が健康や家族を犠牲にしないで、子どもの声に耳を傾けることができる学校。

そんな学校を求めて、以下の事項を請願します。

請願事項

- 1 教職員の欠員・未配置を無くし、長時間労働を是正すること。

紹介議員

宗 田 裕 之

請願第 18号

令和6年 6月18日

川崎市議会議長 青木功雄様

川崎区

川崎労働組合総連合

議長

ほか 2,193名

小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める
請願

請願の趣旨

2023年（令和5年）5月に市立稲田小学校において、プールの注水に際し、止水作業に失敗し、5日間注水し続けたことで、プール約6杯分に当たる約2,200m³の水を流出させた事故が発生しました。市教育委員会（以下、市教委）は、その損害額約190万円の5割相当額である約95万円を同校の校長と担当教員に請求しました。市教委は、私たちの2回の申入れに対する回答（5川教学第698号及び5川教学第1078号）の中で、学校に設置されていたプール水の入れ方に関するマニュアルの不備及び、事務局として損害の予防に関する配慮が十分ではなかったことを認めており、本件は当該教員の故意や重過失によって起きたものでないことは明らかです。

他方、2023年（令和5年）8月に横浜市立永田小学校で3日間近くプールに注水し続け、水道料金約58万7,000円の損害が出た事故では、横浜市教育委員会は当該教員に「重大な過失には当たらない。」として賠償請求しませんでした。

2023年（令和5年）9月には、川崎市教職員連絡会から当該賠償請求の撤回を求める署名が約1万7,000筆提出されました。また、当該学校の保護者らは「先生の負担を少しでも軽くできないか。」と寄附を募り、約67万円が集まりました。

東京新聞の2023年（令和5年）10月22日の報道によれば、東京のNPO法人によるアンケートで、当該賠償請求が「おかしい。理不尽だ。」と受け止めた教職員が9割超でした。このように市教委の損害賠償請求は、市民や教員からも批判されています。

昨今、市の公立学校においては教員が定員割れし続けているのに、業務中に発生した損害を教員に負わせるようなことが横行すれば、教員不足に拍車を掛けることにならないか懸念もされます。

以上のように、法的にも世論でも当該賠償請求は不当なものであり、また、労働者たる教員の生活や権利を守るためにも看過できません。したがって、以下の請願をいたします。

なお、本請願のオンライン署名（change.org）に7,977人の賛同がありましたことを申し添えます。

請 願 事 項

- 1 当該教員への損害賠償請求を撤回すること。
- 2 既に納められている賠償金を当該教員に返金すること。
- 3 横浜市などに倣い、今後同様の事例の際に損害賠償請求を行わないこと。

紹介議員

宗 田 裕 之